

事務連絡
平成28年7月5日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
国民健康保険団体連合会担当係長 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課
監理係長

国保高齢者医療制度円滑導入基金の解散について（事務連絡）

標記については、平成28年7月5日保国発0705第1号「国保高齢者医療制度円滑導入基金の解散について」をもって通知したところですが、基金事業終了に伴う基金の解散等に係る具体的なスケジュール等につきましては、下記のとおり予定しておりますので、よろしくお取り計らい願います。

なお、報告書の提出及びこれを受けた承認通知、納入告知書の発送等の一連の手続きにつきましては、都道府県を経由することなく、各国民健康保険団体連合会と厚生労働省の間で執り行うこととなりますので、この旨ご承知置き頂いた上で、貴管下国民健康保険団体連合会に対しての周知方、併せてお取り計らい願います。

記

1 基金解散等のスケジュール（予定）について

- 8月26日（金）：基金の解散に係る報告書の提出期限日
 - 9月中旬頃：基金解散承認（※及び基金等残余额返還）通知発出
 - 9月中旬頃：（※納入告知書の送付）
 - 9月30日（金）：基金解散予定日（※及び国庫返還金納入期限日）
- ※国庫返還が必要な場合

2 基金の解散に係る報告書の作成について

基金の解散に係る報告書の作成にあたりましては、別紙「基金の解散に係る報告書記載要領」をご参照の上、作成願います。

【照会先】 厚生労働省保険局国民健康保険課
監理係 大橋・寺本
(代表 03-5253-1111 内線 3259)
Mail oohashi-fumiaki@mhlw.go.jp

基金の解散に係る報告書記載要領

1. 基金事業終了年月日

基金管理運営要領の第18第1項による事業実績報告書の年度末である平成28年4月30日とすること。

2. 基金解散予定年月日

基金解散予定年月日は平成28年9月30日とすること。

3. 基金事業等実績

- ・⑥欄については、基金事業終了日後から基金解散予定日までの間に利息等が発生する場合に、算出の上で計上すること。
- ・⑧欄については、「0」(ゼロ)とすること。

4. 添付書類

- ・金融機関発行の基金口座に係る預金残高証明書の写を添付すること。
- ・報告書の報告時点における基金の残余额が確認できる預金通帳の表紙の写及び最終差引残高が記載されているページの写を添付すること。
- ・利息計算書等の写については、基金事業終了日後から基金解散予定日までの間に利息等が発生する場合に添付すること。